

## 石巻市学校防災推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 石巻市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園（以下「市立学校」という。）における学校防災を推進するにあたり、東日本大震災前及び当時の学校防災の分析及び考察並びにこれらを踏まえた今後の取組について必要な意見を聴取し、これからの学校防災に反映させるため、「石巻市学校防災推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市立学校における防災研修に関すること。
- (2) 市立学校における防災管理に関すること。
- (3) 市立学校における防災教育に関すること。
- (4) 学校防災における学校、家庭、地域、関係機関の連携に関すること。
- (5) 防災教育副読本の編集及び活用に関すること。
- (6) その他、学校防災に関すること。

### (構成員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者20名程度をもって構成する。

- (1) 市立学校教員
- (2) 消防関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 教育支援団体
- (5) 市長部局の職員
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) その他、教育長が必要と認める者

2 推進会議の構成員（以下「構成員」という。）の任期は、選任の日から各年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

### (座長等)

第4条 推進会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、推進会議の進行を行う。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第5条 推進会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第6条 教育長は、第2条に掲げる事項について具体的な意見交換を行うため必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。

(庶務)

第7条 推進会議及びワーキンググループの庶務は、学校安全推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年2月17日から施行する。

附 則 (平成26年4月25日教委訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月25日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教委訓令第8号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日教委訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。